

地域福祉権利擁護センターニュース

〒560-0023

豊中市岡上の町2-1-15

電話 06-6841-9382

地域福祉権利擁護センター（以下センター）では、成年後見制度に関する相談や、高齢者・障害者の金銭管理をはじめとする様々な権利擁護に関する事業を行っています。

地域福祉権利擁護センターの主な事業

- 日常生活自立支援事業の実施
- 財産保全・管理サービスの実施
- 成年後見制度についての普及啓発
- 専門職のための権利擁護相談
- 権利擁護事業の企画・立案・研究等
- 法人後見事業
- 市民後見人養成講座の実施、市民後見人活動支援

★日常生活自立支援事業のご紹介（認知症高齢者編）

判断力が不十分な認知症高齢者や知的障害者、精神障害者を対象に、

①財産保全サービス ②金銭管理サービス ③福祉サービス利用援助
を行う「日常生活自立支援事業」の利用者の約半分は「認知症高齢者」です。

今回は認知症の方への支援現場の様子をお伝えします。



80歳代のAさん夫婦の場合

支援内容：利用者の通帳から出金した定例金（生活費）を週1回訪問し届ける

その他に家賃・光熱水費・電話代、デイサービス食事代等の払込を代行

アパートに住む高齢夫婦で妻は重度の認知症・夫も軽度の認知症があり、家賃や光熱水費の滞納が発覚。ケアマネジャーが整理・支援していたが、継続的には困難なため、日常生活自立支援事業を活用した金銭管理を開始。

週1回の定例金は、夫に手渡しして夫婦で買物を行うが、お得なセール等を目にすると浪費的にお金を遣ってしまう。

そのため、定例金は曜日毎に封筒に分けて手渡し、買物後のレシート等を一緒に確認しながら、収支に沿った生活が送れるように、関係機関と連携しながら支援を継続中。

センターに寄せられる相談の多くは、ケアマネジャーや福祉事務所ケースワーカー等の関係機関の方々からによるものです。

しかし、センターでは利用者不在とならないよう、1人1人が抱える問題に寄り添いながら、また、利用者や関係機関の方々と十分に相談しながら、より良い生活を送るための収支計画を作成し、安定した生活が継続できるように支援しています。

そして、ケアマネジャーやホームヘルパー等の協力のもと、生活費の手渡し方法や管理等にも工夫する等、利用者がいつまでも心安らかに暮らしていけるよう取組んでいきます。

★市民公開講座「高齢者施設の選び方講座」を開催します！！

参加無料

- ・日 時：平成29年3月4日（土）14時～16時
- ・場 所：豊中市すこやかプラザ1階多目的室（岡上の町2-1-15）
- ・講座名：「ここが大切！ 私が考える高齢者施設選びのポイント」
- ・講 師：桃山学院大学 非常勤講師 佐瀬美恵子さん
- ・内 容：以前に比べ高齢者や要介護者を対象にした介護施設や高齢者住宅の種類が増えた反面、サービス内容や目的・費用や料金・入居条件等が施設により様々で、選択基準が分かりにくい状態です。今回の講座では、基本的な各施設の機能や職員状況などの特徴と、こういった施設が風通し良く、利用者が楽しく暮らせるかなど、施設選びのポイントについてお話しいたします。
- ・申込み：☎（06）6841-9382 地域福祉権利擁護センターまで電話にてお申し込みください。（定員50名 先着順）



なお、本講座は市民後見人バンク登録者の地域別研修も兼ねています。

※市民後見人養成講座とバンク登録について

社会貢献への意欲が高く成年後見に関する一定の知識や態度を身につけた方が、市民の立場を活かして無報酬で成年後見制度の後見人活動（＝市民後見人）を行うものです。

市民後見人になるには、大阪府社会福祉協議会が行う市民後見人養成講座を修了し、市民後見人バンクに登録する必要があります。毎年6月頃にオリエンテーションが実施され、例年8月～10月に4日間の基礎講習・11月～翌年3月に9日間の実務講習と4日間の施設実習があります。参加費用は無料です。

養成講座オリエンテーションの日程は毎年5～6月頃に市広報や市社協ホームページでご案内します。

専門職のための権利擁護相談窓口

対象：市内で活動している福祉・介護・医療等に関わる方で、クライアントへの権利擁護に関する対応について法的な面で弁護士による相談を希望する方

日時：毎月1回開催（基本的に第4金曜日に開催しますが、変更する場合があります）

13:00～15:00（1件の相談につき約40分）

※基本的に事前予約が必要です

会場：豊中市すこやかプラザ2階（豊中市岡上の町2-1-15）

費用：無 料

予約・問い合わせ：地域福祉権利擁護センター

電話06-6841-9382

過去の相談例として、死後対応（遺言や遺産相続）・親族や第三者による経済的搾取・債務請求（消費者金融や携帯電話料金等）への対応・成年後見制度の利用方法等、様々な分野の法律相談について、経験豊富な弁護士からアドバイスをいただけます。

業務上でお困りの際に、是非ご活用ください！！